

**改正**

平成29年3月29日規則第24号

令和元年12月23日規則第50号

令和2年3月25日規則第18号

令和3年3月31日規則第35号

令和3年10月20日規則第103号

令和4年3月25日規則第17号

令和4年10月20日規則第91号

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を公布する。

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年足立区条例第101号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(別表第1に定める児童育成手当の支給に関する事務)

**第2条** 条例別表第1の1の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 足立区児童育成手当条例(昭和46年足立区条例第20号)第6条の児童育成手当の受給資格及びその額についての認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 足立区児童育成手当条例第8条の児童育成手当額の改定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 足立区児童育成手当条例第9条の未支払の児童育成手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- (4) 足立区児童育成手当条例第11条の児童育成手当の返還に関する事務
- (5) 足立区児童育成手当条例第12条及び足立区児童育成手当条例施行規則(昭和46年足立区規則第32号)第14条第1項の児童育成手当受給事由消滅届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(別表第1に定めるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務)

**第3条** 条例別表第1の2の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年足立区条例第54号)第5条のひとり親家庭等の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第7条のひとり親家庭等医療費助成対象者に係る医療費の助成に関する事務
- (3) 足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条の届出に関する事務
- (4) 足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第10条の助成費の返還等に関する事務
- (5) 足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年足立区規則第58号)第19条の医療証の再交付申請に関する事務

(別表第1に定めるひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給に関する事務)

**第4条** 条例別表第1の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金(ひとり親家庭の父又は母が教育訓練を受け、又は当該教育訓練を修了した場合にその者に対して支給するものをいう。以下同じ。)の受講対象となる講座の指定申請の審査に関する事務
- (2) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給申請の審査に関する事務
- (3) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の請求の審査に関する事務

(別表第1に定めるひとり親家庭高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給に関する事務)

**第5条** 条例別表第1の4の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金(ひとり親家庭の父又は母が、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格を取得するため養成機関において修業する場合に、その者に支給する給付金をいう。以下同じ。)の支給額の審査に関する事務
- (2) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給申請の審査に関する事務
- (3) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の受給者及び高等職業訓練修了支援給付金の対象者の状況確認に関する事務

(別表第1に定めるひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給に関する事

務)

**第6条** 条例別表第1の5の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) ひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金（ひとり親家庭の父又は母が、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を受講する場合に、その者に支給する給付金をいう。以下同じ。）の受講対象となる講座の指定申請の審査に関する事務
- (2) ひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給申請の審査に関する事務
- (3) ひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の請求の審査に関する事務  
(別表第1に定める子どもの医療費の助成に関する事務)

**第7条** 条例別表第1の6の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 足立区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年足立区条例第42号）第5条の子どもの医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 足立区子どもの医療費の助成に関する条例第7条の子どものに係る医療費の助成に関する事務
- (3) 足立区子どもの医療費の助成に関する条例第8条の届出に関する事務
- (4) 足立区子どもの医療費の助成に関する条例第10条の助成費の返還等に関する事務
- (5) 足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成5年足立区規則第42号）第11条の医療証の再交付申請に関する事務

**第8条** 削除

(別表第1に定める障がい者福祉手当の支給に関する事務)

**第9条** 条例別表第1の8の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 足立区障がい者福祉手当条例（昭和49年足立区条例第31号）第4条の障がい者福祉手当の受給資格の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 足立区障がい者福祉手当条例第10条の届出の受理、それらの届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 足立区障がい者福祉手当条例第11条及び足立区障がい者福祉手当条例施行規則（昭和49年足立区規則第49号）第14条の調査に関する事務  
(別表第1に定める難病患者福祉手当の支給に関する事務)

**第10条** 条例別表第1の9の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 足立区難病患者福祉手当条例（昭和50年足立区条例第44号）第4条の受給資格の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 足立区難病患者福祉手当条例第10条の届出の受理、それらの届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 足立区難病患者福祉手当条例第11条及び足立区難病患者福祉手当条例施行規則（昭和56年足立区規則第76号）第16条の調査に関する事務  
(別表第1に定める日常生活に著しく支障のある心身障がい者を有する世帯に対する福祉電話の貸与及び基本料金の助成に関する事務)

**第11条** 条例別表第1の10の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障がい者福祉電話助成（日常生活に著しく支障のある心身障がい者を有する世帯に対して、緊急時の連絡手段を確保し、及び相談等をする機会等を設けるため、福祉電話を貸与し、又は基本料金を助成することをいう。以下同じ。）の申請の受理、その申請に係る審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 心身障がい者福祉電話助成に関する事務
- (3) 心身障がい者福祉電話助成の助成対象者に関する変更若しくは喪失事項の届出の受理、それらの届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務  
(別表第1に定める重度身体障がい者に対する火災安全システムの利用に関する事務)

**第12条** 条例別表第1の12の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者火災安全システム（ひとり暮らし等の重度身体障がい者が家庭内で火災による緊急事態に陥った場合に、消防に自動通報するシステムをいう。以下同じ。）の利用申請の受理、その申請に係る審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 身体障がい者火災安全システムの利用に関する事務
- (3) 身体障がい者火災安全システムの利用者に関する変更及び喪失等届出の受理、それらの届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務  
(別表第1に定める東京都心身障害者扶養共済制度に関する事務)

**第13条** 条例別表第1の13の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 東京都心身障害者扶養共済制度条例（平成19年東京都条例第137号）第5条及び東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則（平成21年東京都規則第86号）第5条の加入の申込みの受理、その申込みに係る審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- (2) 東京都心身障害者扶養共済制度条例第8条の口数追加の申込みの受理、その申込みに係る

審査又はその申込みに対する応答に関する事務

- (3) 東京都心身障害者扶養共済制度条例第22条及び東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則第19条の届出の受理、それらの届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(別表第1に定める東京都心身障害者扶養年金に関する事務)

**第14条** 条例別表第1の14の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例（平成18年東京都条例第175号）による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例（昭和43年東京都条例第111号。以下この条において「扶養年金条例」という。）第19条第2項及び第3項の規定による変更事項等の届出の受理に関する事務
- (2) 扶養年金条例第19条第4項の規定による現況に関する届出の受理に関する事務
- (3) 扶養年金条例第19条第6項の規定による東京都心身障害者扶養年金制度の適正な運営を図るための調査に関する事務
- (4) 東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例附則第4条第4項の規定による清算金受取人の変更の届出の受理に関する事務
- (5) 東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例附則第9条第1項及び第2項の規定による変更事項等の届出の受理に関する事務
- (6) 東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例附則第9条第3項の規定による調査に関する事務
- (7) 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則（平成19年東京都規則第9号）による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例施行規則（昭和44年東京都規則第16号。以下この条において「扶養年金規則」という。）第3条第2項の年金受取人変更指定書及び年金受取人同意書の受理に関する事務
- (8) 扶養年金規則第3条第3項の年金受取人変更承認通知書の交付及び同条第4項の年金受取人変更通知書の交付に関する事務
- (9) 扶養年金規則第7条第1項の年金給付申請書の受理に関する事務
- (10) 扶養年金規則第7条第2項の年金給付決定通知書又は年金給付申請却下通知書の交付に関する事務
- (11) 扶養年金規則第8条第1項の弔慰金・葬祭料給付申請書の受理に関する事務
- (12) 扶養年金規則第8条第2項の弔慰金・葬祭料給付決定通知書又は弔慰金・葬祭料給付申請

却下通知書の交付に関する事務

- (13) 扶養年金規則第10条第1項の年金支給停止事由発生・消滅届出書の受理に関する事務
  - (14) 扶養年金規則第10条第2項の年金支給停止・停止解除決定通知書及び同条第3項の年金支給停止・停止解除通知書の交付に関する事務
  - (15) 扶養年金規則第12条の規定による未支給金の申請者と年金受給権者との関係を証する書類の受理に関する事務
  - (16) 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則附則第4条第6項の清算金受取人変更通知書の交付に関する事務
  - (17) 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則附則第6条第1項の加入者死亡等届出書の受理に関する事務
  - (18) 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則附則第7条第2項の掛金相当額減額申請書の受理に関する事務
  - (19) 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則附則第7条第3項の掛金相当額減額決定・減額申請却下通知書の交付に関する事務
- (別表第1に定める生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務)

**第15条** 条例別表第1の15の項に規定する規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「外国人生活保護の厚生省社会局長通知」という。）に基づく事務で、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項から第3項までの規定に準じて行う外国人に対する保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条又は第28条第5項の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 生活保護法第63条の規定に準じて行う外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事

務

(7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う外国人に対する徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う外国人に対する徴収金の徴収を含む。）に関する事務

（別表第1に定める足立区国民健康保険条例による結核医療給付金の支給に関する事務）

**第16条** 条例別表第1の16の項に規定する規則で定める事務は、足立区国民健康保険条例（昭和34年足立区条例第11号）第12条第3項の結核医療給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

（別表第1に定める感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告、措置又は延長に関する事務）

**第17条** 条例別表第1の17の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第46条第1項の入院の勧告に関する事務

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第3項又は第46条第2項若しくは第3項の入院の措置に関する事務

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第4項又は第46条第4項の入院の延長に関する事務

（別表第1に定める感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による診療報酬の支払に関する事務）

**第18条** 条例別表第1の18の項に規定する規則で定める事務は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条第2項の診療報酬の支払に関する事務とする。

（別表第1に定める高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の葬祭を行う者に対する葬祭付加金の支給に関する事務）

**第19条** 条例別表第1の19の項に規定する規則で定める事務は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者の葬祭を行う者に対する葬祭付加金の支給申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

（別表第1に定める児童扶養手当法による徴収金の徴収に関する事務）

**第20条** 条例別表第1の20の項に規定する規則で定める事務は、児童扶養手当法第23条の不正利得の徴収に関する事務とする。

（別表第1に定める特別児童扶養手当等の支給に関する法律による徴収金の徴収に関する事務）

**第21条** 条例別表第1の21の項に規定する規則で定める事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第24条の不正利得の徴収に関する事務とする。

(別表第1に定める児童手当法による徴収金の徴収に関する事務)

**第22条** 条例別表第1の22の項に規定する規則で定める事務は、児童手当法第14条の不正利得の徴収に関する事務とする。

(別表第1に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による徴収金の徴収に関する事務)

**第23条** 条例別表第1の23の項に規定する規則で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条の不正利得の徴収に関する事務とする。

(別表第1に定める心身障害者の医療費の助成に関する事務)

**第24条** 条例別表第1の24の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号。以下この条において「都条例」という。)第4条の規定による受給者証の交付の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

(2) 都条例第5条の規定による医療費の助成の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

(3) 都条例第6条の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

(別表第1に定める児童福祉法による保育所等の利用の調整又は要請に関する事務)

**第25条** 条例別表第1の25の項に規定する規則で定める事務は、児童福祉法第24条第3項の規定による調整又は要請に関する事務とする。

(別表第2に定める地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第26条** 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める事務は、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とする。

2 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する



情報であって規則で定めるもの納税義務者に係る国民健康保険法第36条の療養の給付、同法第76条の保険料、同法第77条の保険料の減免等又は同法第79条の2の滞納処分に関する情報

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 納税義務者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の年間支払額に関する情報又は同法第113条の滞納処分に関する情報

(3) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるものは、納税義務者に係る次に掲げる生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）とする。

ア 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施に関する情報

イ 同法第24条第1項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更に関する情報

ウ 同法第25条第1項の規定に準じて行う外国人に対する職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う外国人に対する職権による保護の変更に関する情報

エ 同法第26条の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止又は廃止に関する情報

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 納税義務者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は同法第15条の配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等実施関係情報」という。）

(5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの 納税義務者に係る児童扶養手当法第5条の手当額又は同法第7条の児童扶養手当の支給期間若しくは支払期月に関する情報

(6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 納税義務者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条若しくは同法第31条の6の資金の貸付け又は同法第31条若しくは同法第31条の10の給付金に関する情報

(7) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以

下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの 納税義務者に係る児童手当法第6条の児童手当の額若しくは同法第8条の児童手当の支給若しくは支払又は同法附則第2条の特例給付に関する情報

(8) 足立区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報(以下「児童育成手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの 納税義務者に係る足立区児童育成手当条例第5条の児童育成手当の額又は同条例第7条の支給期間若しくは支払期月に関する情報

(9) 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険関係情報」という。)であって規則で定めるもの 納税義務者に係る介護保険法第27条の要介護認定、同法第32条の要支援認定、同法第144条の滞納処分又は同法第135条の介護保険料の当該年の4月1日の特別徴収の実施若しくは中止に関する情報

(10) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの 納税義務者に係る公営住宅法第16条の家賃の決定又は同法第32条の公営住宅の明渡しに関する情報

(別表第2に定める国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第27条** 条例別表第2の2の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第2条第1項若しくは第3条の被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条若しくは第13条第1項の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務

(2) 国民健康保険法施行規則第5条の2の病院等に入院、入所又は入居中の者に関する届出に係る事実についての審査に関する事務

(3) 国民健康保険法第79条の2の滞納処分に関する事務

2 条例別表第2の2の項に規定する規則で定める特定個人情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる事務 次に掲げる特定個人情報

ア 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同法第26条の保護の停止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)

イ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第6項の規定により生活保護法によ

る保護とみなされる支援給付に関する情報

ウ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

エ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）

第19条第3項又は第4項の規定による介護給付費等の支給決定に関する情報

(2) 前項第3号に掲げる事務 次に掲げる特定個人情報

ア 納付義務者に係る地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の滞納処分に関する情報

イ 納付義務者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第113条の滞納処分に関する情報

ウ 納付義務者に係る介護保険法第144条の滞納処分に関する情報

(別表第2に定める高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第28条** 条例別表第2の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の一部負担金の算定に関する事務

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律第84条第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

(5) 高齢者の医療の確保に関する法律第85条第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止めに関する事務

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の賦課徴収に関する事務（第14号に掲げる事務を除く。）

(8) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第37条第2項の食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請又は同令第42条第2項の生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務

(9) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第61条の2第1項又は第4項の後期高齢者医療広域連合の認定に係る申出に係る事実についての審査に関する事務

(10) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第1項の限度額適用認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

(11) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第6項において準用する同令第20条第1項の限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務

(12) 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に係る申請、届出又は申出（以下この号において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

(13) 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律第113条の滞納処分に関する事務

2 条例別表第2の3の項に規定する規則で定める特定個人情報、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号から第13号までに掲げる事務 次に掲げる特定個人情報

ア 前項第12号の被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳の交付に関する情報

イ 前項第12号の被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ウ 前項第12号の被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 前項第12号の被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

オ 前項第12号の被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付若しくは同条第2号の予防給付の支給又は同法第129条の保険料の賦課に関する情報

カ 前項第12号の被保険者に係る国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条から第30条の4までの障害基礎年金の支給に関する情報

キ 前項第12号の被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条から第8条までに規定する被保険者の資格の取得又は喪失に関する情報（以下「国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報」という。）

ク 前項第12号の被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第36条の被保険者の療養の給付の支給に関する情報

(2) 前項第14号に掲げる事務 次に掲げる特定個人情報

ア 納付義務者に係る地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に

よる地方税の滞納処分に関する情報

イ 納付義務者に係る国民健康保険法第79条の2の滞納処分に関する情報

ウ 納付義務者に係る介護保険法第144条の滞納処分に関する情報

(別表第2に定める国民年金法による年金である給付、保険料の徴収又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第29条** 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 国民年金法第12条第1項若しくは第4項又は第105条に規定する被保険者資格の届出に関する事務
- (2) 国民年金法第16条に規定する第1号被保険者期間に係る老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請に関する事務
- (3) 国民年金法第87条の2の規定による付加保険料の届出に関する事務
- (4) 国民年金法第90条に規定する保険料の免除、同法第90条の2に規定する保険料の納付猶予又は同法第90条の3に規定する学生納付特例の申請に関する事務
- (5) 国民年金法第105条に規定する第1号被保険者、障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金受給権者の死亡の届出に関する事務
- (6) 国民年金法附則第5条に規定する任意加入及び資格喪失の届出に関する事務
- (7) 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第1条の2に規定する年金手帳の再交付申請に関する事務

2 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの 前項各号の届出、申請若しくは申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報
- (2) 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給又は徴収金の徴収に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの 前項各号の届出、申請若しくは申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 前項各号の届出、申請若しくは申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 前項各号の届出、申請若しくは申出

を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報  
(別表第2に定める母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに  
関する事務及び利用する特定個人情報)

**第30条** 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項若しくは第31条の6第1項の資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条第2項の償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

2 条例別表第2の5の項に規定する住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条に規定する事項若しくは同法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票の記載事項又は住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第13条第1項若しくは第2項に規定する住民票の記載事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるものは、前項各号の申請を行う者又は当該者と同一世帯に属する者に係る住民基本台帳法第7条に規定する事項若しくは同法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票の記載事項又は住民基本台帳法施行令第13条第1項若しくは第2項に規定する住民票の記載事項に関する情報(以下「住民票記載事項関係情報」という。)とする。

(別表第2に定める児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第31条** 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- (2) 児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務
- (3) 児童扶養手当法第8条第1項の児童扶養手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- (4) 児童扶養手当法第16条の未支払の児童扶養手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- (5) 児童扶養手当法第28条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (6) 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

2 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に

定めるとおりとする。

- (1) 児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの 前項第1号、第3号、第4号又は第5号の請求に関する受給資格者、対象児童、対象児童の扶養義務者及び受給資格者の配偶者（以下この項において「児童扶養手当申請関係者」という。）に係る足立区児童育成手当条例第6条の児童育成手当の支給に関する情報（以下「児童育成手当支給関係情報」という。）
- (2) 足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条の医療証の資格に関する情報及び同条例第6条の医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親医療費助成資格及び給付関係情報」という。）
- (3) 足立区子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの医療費助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る足立区子どもの医療費の助成に関する条例第5条の医療証の資格に関する情報及び同条例第6条の医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成資格及び給付関係情報」という。）
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当に関する情報（以下「障害児福祉手当関係情報」という。）又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報（以下「福祉手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当支給関係情報」という。）及び同法第26条の2の特別障害者手当の支給に関する情報（以下「特別障害者手当支給関係情報」という。）
- (5) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る児童手当法第8条の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下「児童手当支給関係情報」という。）
- (6) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る介護保険法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護認定の更新、同法第29条第1項の要介護状態区分の変更、同法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援認定の更新又は同法第33条の2第1項要支援状態区分の変更に関する情報（以下「介護保険要支援要介護認定関係情報」という。）

- (7) 国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る国民健康保険法第7条の資格の取得又は同法第8条の資格の喪失に関する情報（以下「国民健康保険資格取得喪失関係情報」という。）
- (8) 国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る国民健康保険法第76条の保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険保険料徴収関係情報」という。）
- (9) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る国民健康保険法第54条の療養費の支給に関する情報（以下「国民健康保険療養費支給関係情報」という。）
- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第77条の療養費の支給に関する情報（以下「高齢者医療療養費支給関係情報」という。）
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「難病医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第5条の特定医療費の支給に関する情報（以下「難病医療特定医療費支給関係情報」という。）
- (12) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る児童福祉法第19条の2の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報（以下「小児慢性特定疾病医療費支給関係情報」という。）
- (13) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る母子保健法第20条の養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「母子保健養育医療費支給関係情報」という。）
- (14) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る次に掲げる情報
  - ア 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付の申請に関する情報（以下「身体障害者手帳交付申請関係情報」という。）
  - イ 身体障害者福祉法第16条第1項又は第2項の身体障害者手帳の返還に関する情報（以下「身



体障害者手帳返還関係情報」という。)

ウ 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第9条第1項の身体障害者手帳交付台帳に関する情報（以下「身体障害者手帳交付台帳関係情報」という。)

エ 身体障害者福祉法施行令第9条第2項の氏名を変更したとき若しくは居住地を移したとき又は同条第4項の居住地を移したときの届出に関する情報（以下「身体障害者氏名及び居住地変更関係情報」という。)

オ 身体障害者福祉法施行令第10条第1項の身体障害者手帳の再交付に関する情報（以下「身体障害者手帳再交付関係情報」という。)

カ 身体障害者福祉法施行令第7条及び10条第3項の身体障害者手帳の障害程度の変更に関する情報（以下「身体障害等級変更申請関係情報」という。)

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項の都道府県知事の認定の申請に関する情報（以下「精神障害者認定申請関係情報」という。)

ク 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳交付申請関係情報」という。)

ケ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2第1項又は第3項の精神障害者保健福祉手帳の返還に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳返還関係情報」という。)

コ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第7条第1項の精神障害者保健福祉手帳交付台帳に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳交付台帳関係情報」という。)

サ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第2項若しくは氏名を変更したとき若しくは居住地を移したとき又は同条第4項の居住地を移したときの届出に関する情報（以下「精神障害者氏名及び居住地変更関係情報」という。)

シ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条の障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する情報（以下「精神障害等級変更申請関係情報」という。)

ス 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条の精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳再交付関係情報」という。)

(15) 東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る東京都重度心身障害者手当条例第2条の重度心身障害者手当の支給に関する情報（以下「東京都重度心身障

害者手当支給関係情報」という。)

- (16) 東京都心身障害者扶養共済制度条例による年金その他の給付の加入資格又は支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る東京都心身障害者扶養共済制度条例第4条の加入資格に関する情報及び同条例第11条の年金給付の支給に関する情報（以下「東京都心身障害者扶養共済年金給付支給関係情報」という。)
- (17) 足立区障がい者福祉手当条例による障がい者福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る足立区障がい者福祉手当条例第2条の障がい者福祉手当の支給に関する情報（以下「足立区障がい者福祉手当支給関係情報」という。)
- (18) 足立区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る足立区難病患者福祉手当条例第2条による難病患者福祉手当の支給に関する情報（以下「足立区難病患者福祉手当支給関係情報」という。)
- (19) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報」という。)
- (20) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る外国人生活保護の厚生省社会局長通知に基づき、生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報」という。)
- (21) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付支給関係情報」という。)

- (22) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるものの 児童扶養手当申請関係者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報（以下「母子父子資金貸付金関係情報」という。）
- (23) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるものの 児童扶養手当申請関係者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報（以下「母子父子給付金支給関係情報」という。）
- (24) 身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当申請関係者に係る身体障害者福祉法第18条第2項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設等に入所している児童に関する情報（以下「身体障害者支援施設等入所措置児童関係情報」という。）
- (25) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養申請関係者に係る知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設等に入所している児童に関する情報（以下「知的障害者支援施設等入所措置児童関係情報」という。）
- （別表第2に定める特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務及び利用する特定個人情報）

**第32条** 条例別表第2の7の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当証書に関する事務
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第13条の未支払の特別児童扶養手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（特別児童扶養手当に係るものに限る。）

- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 2 条例別表第2の7の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る法律第5条の受給資格者（以下この項において「受給資格者」という。）、同法第6条の扶養親族等（以下この項において「扶養親族等」という。）及び同法第2条第1項の障害児（以下この項において「障害児」という。）に係る児童育成手当支給関係情報
  - (2) ひとり親医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係るひとり親医療費助成資格及び給付関係情報
  - (3) 子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る子ども医療費助成資格及び給付関係情報
  - (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当支給関係情報」という。）
  - (5) 障害児福祉手当関係情報又は福祉手当関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る障害児福祉手当支給関係情報及び特別障害者手当支給関係情報
  - (6) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る児童手当支給関係情報
  - (7) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る介護保険要支援要介護認定関係情報
  - (8) 国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る国民健康保険資格取得喪失関係情報
  - (9) 国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る国民健康保険保険料徴収関係情報
  - (10) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る国民健康保険療養費支給関係

情報

- (11) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る高齢者医療療養費支給関係情報
- (12) 難病医療関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る難病医療特定医療費支給関係情報
- (13) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る小児慢性特定疾病医療費支給関係情報
- (14) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る母子保健養育医療費支給関係情報
- (15) 障害者関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る次に掲げる情報
  - ア 身体障害者手帳交付申請関係情報
  - イ 身体障害者手帳返還関係情報
  - ウ 身体障害者手帳交付台帳関係情報
  - エ 身体障害者氏名及び居住地変更関係情報
  - オ 身体障害者手帳再交付関係情報
  - カ 身体障害等級変更申請関係情報
  - キ 精神障害者認定申請関係情報
  - ク 精神障害者保健福祉手帳交付申請関係情報
  - ケ 精神障害者保健福祉手帳返還関係情報
  - コ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳関係情報
  - サ 精神障害者氏名及び居住地変更関係情報
  - シ 精神障害等級変更申請関係情報
  - ス 精神障害者保健福祉手帳再交付関係情報
- (16) 東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る東京都重度心身障害者手当支給関係情報

- (17) 東京都心身障害者扶養共済制度条例による年金その他の給付の加入資格又は支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る東京都心身障害者扶養共済年金給付支給関係情報
- (18) 足立区障がい者福祉手当条例による障がい者福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る足立区障がい者福祉手当支給関係情報
- (19) 足立区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る足立区難病患者福祉手当支給関係情報
- (20) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報
- (21) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る外国人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報
- (22) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る中国残留邦人等支援給付支給関係情報
- (23) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る母子父子資金貸付金関係情報
- (24) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る母子父子給付金支給関係情報
- (25) 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置又は日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報（以下「障害児入所支援、生活援助等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る児童福祉法第24条の2第1項の規定により障害児入所給付費の支給を受け、若しくは同法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設に入所している児童に関する情報（以下「障害児入所給付費受給施設入所児童関係情報」という。）
- (26) 身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る身体障

害者支援施設等入所措置児童関係情報

(27) 知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る知的障害者支援施設等入所措置児童関係情報

(28) 障害者総合支援法による療養介護又は施設入所支援に関する情報(以下「障害者療養介護、施設入所支援等関係情報」という。)であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に係る受給資格者、扶養親族等及び障害児に係る障害者総合支援法第6条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)

(別表第2に定める足立区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第33条** 条例別表第2の8の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 足立区児童育成手当条例第6条の児童育成手当の受給資格及びその額についての認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 足立区児童育成手当条例第8条の児童育成手当額の改定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 足立区児童育成手当条例第9条の未支払の児童育成手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- (4) 足立区児童育成手当条例第11条の児童育成手当の返還に関する事務
- (5) 足立区児童育成手当条例第12条及び足立区児童育成手当条例施行規則第14条第1項の児童育成手当受給事由消滅届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

2 条例別表第2の8の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ひとり親医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当の申請等に係る保護者(足立区児童育成手当条例第3条第1項第1号の保護者をいう。)及びその配偶者、支給要件児童(同条例第4条第1項の支給要件児童をいう。以下この項においてこれらを「児童育成手当申請関係者」という。)に係るひとり親医療費助成資格及び給付関係情報
- (2) 子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る子ども医療費助成資格及び給付関係情報

- (3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る児童扶養手当支給関係情報
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当支給関係情報」という。）
- (5) 障害児福祉手当関係情報又は福祉手当関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る障害児福祉手当支給関係情報及び特別障害者手当支給関係情報
- (6) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る児童手当支給関係情報
- (7) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る市町村民税（地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）に関する情報（以下「区市町村民税関係情報」という。）
- (8) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る住民票記載事項関係情報
- (9) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る介護保険要支援要介護認定関係情報
- (10) 国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る国民健康保険資格取得喪失関係情報
- (11) 国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る国民健康保険保険料徴収関係情報
- (12) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る国民健康保険療養費支給関係情報
- (13) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る高齢者医療療養費支給関係情報
- (14) 難病医療関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る難病医療特定医療費支給関係情報
- (15) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの



児童育成手当申請関係者に係る小児慢性特定疾病医療費支給関係情報

- (16) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る母子保健養育医療費支給関係情報
- (17) 障害者関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る次に掲げる情報
- ア 身体障害者手帳交付申請関係情報
  - イ 身体障害者手帳返還関係情報
  - ウ 身体障害者手帳交付台帳関係情報
  - エ 身体障害者氏名及び居住地変更関係情報
  - オ 身体障害者手帳再交付関係情報
  - カ 身体障害等級変更申請関係情報
  - キ 精神障害者認定申請関係情報
  - ク 精神障害者保健福祉手帳交付申請関係情報
  - ケ 精神障害者保健福祉手帳返還関係情報
  - コ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳関係情報
  - サ 精神障害者氏名及び居住地変更関係情報
  - シ 精神障害等級変更申請関係情報
  - ス 精神障害者保健福祉手帳再交付関係情報
- (18) 東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る東京都重度心身障害者手当支給関係情報
- (19) 東京都心身障害者扶養共済制度条例による年金その他の給付の加入資格又は支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る東京都心身障害者扶養共済年金給付支給関係情報
- (20) 足立区障がい者福祉手当条例による障がい者福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る足立区障がい者福祉手当支給関係情報
- (21) 足立区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る足立区難病患者福祉手当支給関係情報
- (22) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報
- (23) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る外国

人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報

- (24) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る中国残留邦人等支援給付支給関係情報
  - (25) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る母子父子資金貸付金関係情報
  - (26) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る母子父子給付金支給関係情報
  - (27) 障害児入所支援、生活援助等関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る障害児入所給付費受給施設入所児童関係情報
  - (28) 身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る身体障害者支援施設等入所措置児童関係情報
  - (29) 知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る知的障害者支援施設等入所措置児童関係情報
  - (30) 障害者療養介護、施設入所支援等関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当申請関係者に係る障害者自立支援給付関係情報
- (別表第2に定める足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第34条** 条例別表第2の9の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条のひとり親家庭等の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第7条のひとり親家庭等医療費助成対象者に係る医療費の助成に関する事務
- (3) 足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条の届出に関する事務
- (4) 足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第10条の助成費の返還等に関する事務
- (5) 足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第19条の医療証の再交付申請に関する事務

2 条例別表第2の9の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭等の医療費助成の申請等に係る対象者（足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条の医療費の助成を受

けることができる者をいう。)、父又は母及び養育者の配偶者並びに扶養義務者(以下この項においてこれらを「ひとり親医療費助成申請関係者」という。)に係る児童育成手当支給関係情報

- (2) 子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る子ども医療費助成資格及び給付関係情報
- (3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る児童扶養手当支給関係情報
- (4) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る特別児童扶養手当支給関係情報
- (5) 障害児福祉手当関係情報又は福祉手当関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る障害児福祉手当支給関係情報及び特別障害者手当支給関係情報
- (6) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る児童手当支給関係情報
- (7) 地方税関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る区市町村民税関係情報
- (8) 住民票関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る住民票記載事項関係情報
- (9) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る介護保険要支援要介護認定関係情報
- (10) 国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る国民健康保険資格取得喪失関係情報
- (11) 国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る国民健康保険保険料徴収関係情報
- (12) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る国民健康保険療養費支給関係情報
- (13) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る高齢者医療療養費支給関係情報
- (14) 難病医療関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る難病医療特定医療費支給関係情報
- (15) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

ひとり親医療費助成申請関係者に係る小児慢性特定疾病医療費支給関係情報

- (16) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る母子保健養育医療費支給関係情報
- (17) 障害者関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る次に掲げる情報
- ア 身体障害者手帳交付申請関係情報
  - イ 身体障害者手帳返還関係情報
  - ウ 身体障害者手帳交付台帳関係情報
  - エ 身体障害者氏名及び居住地変更関係情報
  - オ 身体障害者手帳再交付関係情報
  - カ 身体障害等級変更申請関係情報
  - キ 精神障害者認定申請関係情報
  - ク 精神障害者保健福祉手帳交付申請関係情報
  - ケ 精神障害者保健福祉手帳返還関係情報
  - コ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳関係情報
  - サ 精神障害者氏名及び居住地変更関係情報
  - シ 精神障害等級変更申請関係情報
  - ス 精神障害者保健福祉手帳再交付関係情報
- (18) 東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る東京都重度心身障害者手当支給関係情報
- (19) 東京都心身障害者扶養共済制度条例による年金その他の給付の加入資格又は支給に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る東京都心身障害者扶養共済年金給付支給関係情報
- (20) 足立区障がい者福祉手当条例による障がい者福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る足立区障がい者福祉手当支給関係情報
- (21) 足立区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る足立区難病患者福祉手当支給関係情報
- (22) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報

- (23) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る外国人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報
- (24) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る中国残留邦人等支援給付支給関係情報
- (25) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る母子父子資金貸付金関係情報
- (26) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る母子父子給付金支給関係情報
- (27) 障害児入所支援、生活援助等関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る障害児入所給付費受給施設入所児童関係情報
- (28) 身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る身体障害者支援施設等入所措置児童関係情報
- (29) 知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る知的障害者支援施設等入所措置児童関係情報
- (30) 障害者療養介護、施設入所支援等関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成申請関係者に係る障害者自立支援給付関係情報  
(別表第2に定めるひとり親家庭の父又は母に対するひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第35条** 条例別表第2の10の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の受講対象となる講座の指定申請の審査に関する事務
- (2) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給申請の審査に関する事務
- (3) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の請求の審査に関する事務

2 条例別表第2の10の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 前項各号のひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の申請者又は受給者に係る次に掲げる情報
  - ア 児童扶養手当支給関係情報

- イ 児童扶養手当法第5条の手当額に関する情報（以下「児童扶養手当額関係情報」という。）
- ウ 児童扶養手当法第10条の扶養義務者に関する情報（以下「児童扶養手当扶養義務者関係情報」という。）

(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 前項各号のひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の申請者、受給者及びその扶養義務者並びに所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号の2に規定する控除対象扶養親族に係る区市町村民税関係情報

(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 前項各号のひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の申請者、受給者及びその扶養義務者に係る住民票記載事項関係情報

（別表第2に定めるひとり親家庭の父又は母に対するひとり親家庭高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給に関する事務及び利用する特定個人情報）

**第36条** 条例別表第2の11の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給額の審査に関する事務

(2) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給申請の審査に関する事務

(3) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の受給者及び高等職業訓練修了支援給付金の対象者の状況確認に関する事務

2 条例別表第2の11の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 前項各号のひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の申請者又は受給者に係る次に掲げる情報

ア 児童扶養手当支給関係情報

イ 児童扶養手当額関係情報

ウ 児童扶養手当扶養義務者関係情報

(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 前項各号のひとり親家庭高等職業訓練促進給付金又は高等職業訓練修了支援給付金の申請者、受給者及びその扶養義務者並びに所得税法第2条第1項第34号の2に規定する控除対象扶養親族に係る区市町村民税関係情報

(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 前項各号のひとり親家庭高等職業訓練促進給付金又は高等職業訓練修了支援給付金の申請者、受給者及びその扶養義務者に係る住民票記載事項関係情報

(別表第2に定めるひとり親家庭の父又は母に対するひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第37条** 条例別表第2の12の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) ひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の受講対象となる講座の指定申請の審査に関する事務
- (2) ひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給申請の審査に関する事務
- (3) ひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の請求の審査に関する事務

2 条例別表第2の12の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 前項各号のひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の申請者又は受給者に係る次に掲げる情報
  - ア 児童扶養手当支給関係情報
  - イ 児童扶養手当額関係情報
  - ウ 児童扶養手当扶養義務者関係情報
- (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 前項各号のひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の申請者、受給者及びその扶養義務者並びに所得税法第2条第1項第34号の2に規定する控除対象扶養親族に係る区市町村民税関係情報
- (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 前項各号のひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の申請者、受給者及びその扶養義務者に係る住民票記載事項関係情報  
(別表第2に定める児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第38条** 条例別表第2の13の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童手当法第7条第1項(同法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第2項の児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- (2) 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- (3) 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の未支

私の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

(4) 児童手当法第26条（同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(5) 児童手当法第28条（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務

(6) 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

2 条例別表第2の13の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの 児童手当又は特例給付の請求等に係る一般受給資格者（児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）、施設等受給資格者（同法第7条第2項の施設等受給資格者をいう。）及び児童（同法第3条第1項の児童をいう。以下この項においてこれらを「児童手当又は特例給付申請関係者」という。）に係る児童育成手当支給関係情報

(2) ひとり親医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 児童手当又は特例給付申請関係者に係るひとり親医療費助成資格及び給付関係情報

(3) 子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 児童手当又は特例給付申請関係者に係る子ども医療費助成資格及び給付関係情報

(4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 児童手当又は特例給付申請関係者に係る児童扶養手当支給関係情報

(5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 児童手当又は特例給付申請関係者に係る特別児童扶養手当支給関係情報

(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 児童手当又は特例給付申請関係者に係る住民票記載事項関係情報

(7) 国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの 児童手当又は特例給付申請関係者に係る国民健康保険資格取得喪失関係情報

(8) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童手当又は特例給付申請関係者に係る生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報



- (9) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童手当又は特例給付申請関係者に係る外国人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報
- (10) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 児童手当又は特例給付申請関係者に係る中国残留邦人等支援給付支給関係情報
- (11) 障害児入所支援、生活援助等関係情報であって規則で定めるもの 児童手当又は特例給付申請関係者に係る障害児入所給付費受給施設入所児童関係情報
- (12) 身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 児童手当又は特例給付申請関係者に係る身体障害者支援施設等入所措置児童関係情報
- (13) 知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 児童手当又は特例給付申請関係者に係る知的障害者支援施設等入所措置児童関係情報
- (14) 障害者療養介護、施設入所支援等関係情報であって規則で定めるもの 児童手当又は特例給付申請関係者に係る障害者総合支援法第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により同法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設（同法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）に入所している児童に関する情報  
(別表第2に定める足立区子どもの医療費の助成による子どもの医療費の助成に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第39条** 条例別表第2の14の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 足立区子どもの医療費の助成に関する条例第5条の子どもの医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 足立区子どもの医療費の助成に関する条例第7条の子どもの医療費の助成に関する事務
- (3) 足立区子どもの医療費の助成に関する条例第8条の届出に関する事務
- (4) 足立区子どもの医療費の助成に関する条例第10条の助成費の返還等に関する事務
- (5) 足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第11条の医療証の再交付申請に関する事務

2 条例別表第2の14の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの 子どもに係る医療費の助成申請等に係

る足立区子どもの医療費の助成に関する条例第2条第1項の子ども及び同条第2項の子どもを養育している者（以下この項において「子ども医療費助成申請関係者」という。）に係る児童育成手当支給関係情報

- (2) ひとり親医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係るひとり親医療費助成資格及び給付関係情報
- (3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る児童扶養手当支給関係情報
- (4) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る特別児童扶養手当支給関係情報
- (5) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る児童手当支給関係情報
- (6) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る区市町村民税関係情報
- (7) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る住民票記載事項関係情報
- (8) 国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る国民健康保険資格取得喪失関係情報
- (9) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る国民健康保険療養費支給関係情報
- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る高齢者医療療養費支給関係情報
- (11) 難病医療関係情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る難病医療特定医療費支給関係情報
- (12) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る小児慢性特定疾病医療費支給関係情報
- (13) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る母子保健養育医療費支給関係情報
- (14) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報
- (15) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る

外国人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報

- (16) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る中国残留邦人等支援給付支給関係情報
  - (17) 障害児入所支援、生活援助等関係情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る障害児入所給付費受給施設入所児童関係情報
  - (18) 身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る身体障害者支援施設等入所措置児童関係情報
  - (19) 知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る知的障害者支援施設等入所措置児童関係情報
  - (20) 障害者療養介護、施設入所支援等関係情報であって規則で定めるもの 子ども医療費助成申請関係者に係る障害者自立支援給付関係情報
- (別表第2に定める介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第40条** 条例別表第2の15の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法12条第3項の被保険者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 介護保険法第27条1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定又は同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 介護保険法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定又は同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 介護保険法第36条の要介護認定又は要支援認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (5) 介護保険法第37条第2項の介護給付等対象サービス（同法第24条第1項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の種類の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務（第2号被保険者に係るものに限る。）
- (6) 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (7) 介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (8) 介護保険法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務

- (9) 介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (10) 介護保険法第68条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務
- (11) 介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務
- (12) 介護保険法第142条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (13) 介護保険法第144条の滞納処分に関する事務

2 条例別表第2の15の項に規定する規則で定める特定個人情報、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号から第12号までに掲げる事務 次に掲げる特定個人情報
    - ア 介護保険の被保険者及びその関係者に係る住民基本台帳法第7条の住民票に記載された情報
    - イ 介護保険の被保険者及びその関係者に係る外国人生活保護の開始、変更、停止及び廃止に関する情報
  - (2) 前項第13号に掲げる事務 次に掲げる特定個人情報
    - ア 納付義務者に係る地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の滞納処分に関する情報
    - イ 納付義務者に係る国民健康保険法第79条の2の滞納処分に関する情報
    - ウ 納付義務者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第113条の滞納処分に関する情報
- (別表第2に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給（自立支援医療のうち精神通院医療に係るものを除く。）に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第41条** 条例別表第2の16の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者総合支援法第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 障害者総合支援法第24条第2項の支給決定の変更に関する事務
- (3) 障害者総合支援法第53条第1項の支給認定（精神通院医療に係るものを除く。）の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 障害者総合支援法第56条第2項の支給認定（精神通院医療に係るものを除く。）の変更に関する事務

2 条例別表第2の16の項に規定する外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものは、前項各号の申請若しくは変更を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請及び変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報とする。

(別表第2に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第42条** 条例別表第2の17の項に規定する規則で定める事務は、障害者総合支援法第77条第1項第2号、第3号、第4号、第6号、第8号又は第9号に基づき行う事業に係る次に掲げるものとする。

- (1) 給付等の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 給付等の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (3) 給付等の実施に関する事務

2 条例別表第2の17の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 前項各号の給付等を申請する障害者に係る住民票記載事項関係情報
- (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 前項各号の給付等を申請する障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税関係情報
- (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 前項各号の給付等を申請する障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者に係る生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 前項各号の給付等を申請する障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報
- (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 前項各号の給付等を申請する障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(別表第2に定める児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第43条** 条例別表第2の18の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (2) 児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務
  - (3) 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務
- 2 条例別表第2の18の項に規定する外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものは、前項各号の申請若しくは変更を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請若しくは変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報とする。

#### 第44条 削除

(別表第2に定める足立区障がい者福祉手当条例による障がい者福祉手当の支給に関する事務及び利用する特定個人情報)

#### 第45条 条例別表第2の20の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 足立区障がい者福祉手当条例第4条の障がい者福祉手当の受給資格の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - (2) 足立区障がい者福祉手当条例第10条及び足立区障がい者福祉手当条例施行規則第13条の届出の受理、それらの届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
  - (3) 足立区障がい者福祉手当条例第11条及び足立区障がい者福祉手当条例施行規則第14条の調査に関する事務
- 2 条例別表第2の20の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 障がい者福祉手当の認定申請又は届出をする障がい者に係る住民票記載事項関係情報
  - (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障がい者福祉手当の認定申請又は届出をする障がい者に係る区市町村民税関係情報
  - (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの 障がい者福祉手当の認定申請及び届出をする障がい者に係る身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に記載された障害者関係情報
  - (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 障がい者福祉手当の認定申請又は届出をする障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者に係る生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報

- (5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 障がい者福祉手当の認定申請又は届出をする障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 障がい者福祉手当の認定申請又は届出をする障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (7) 児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの 障がい者福祉手当の認定申請又は届出をする障がい者に係る児童育成手当支給関係情報  
(別表第2に定める足立区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第46条** 条例別表第2の21の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 足立区難病患者福祉手当条例第4条の受給資格の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - (2) 足立区難病患者福祉手当条例第10条の届出の受理、それらの届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
  - (3) 足立区難病患者福祉手当条例第11条及び足立区難病患者福祉手当条例施行規則第16条の調査に関する事務
- 2 条例別表第2の21の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 難病患者福祉手当の認定申請又は届出をする難病患者（以下「患者」という。）に係る住民票記載事項関係情報
  - (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 難病患者福祉手当の認定申請又は届出をする患者（患者が20歳未満の場合は、当該患者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主としてその患者の生計を維持する者）に係る区市町村民税関係情報
  - (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの 難病患者福祉手当の認定申請又は届出をする患者に係る身体障害者手帳に記載された障害者関係情報
  - (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 難病患者福祉手当の認定申請又は届出をする患者若しくは当該患者と同一の世帯に属する者に係る生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報

- (5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 難病患者福祉手当の認定申請又は届出をする患者若しくは当該患者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 難病患者福祉手当の認定申請又は届出をする患者若しくは当該患者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (7) 児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの 難病患者福祉手当の認定申請又は届出をする患者に係る児童育成手当支給関係情報
- (8) 難病医療関係情報であって規則で定めるもの 難病患者福祉手当の認定申請又は届出をする患者に係る難病医療費助成認定に関する情報  
(別表第2に定める日常生活に著しく支障のある心身障がい者を有する世帯に対する福祉電話の貸与及び基本料金の助成に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第47条** 条例別表第2の22の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障がい者福祉電話助成の申請の受理、その申請に係る審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 心身障がい者福祉電話助成に関する事務
- (3) 心身障がい者福祉電話助成の助成対象者に関する変更若しくは喪失事項の届出の受理、それらの届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

2 条例別表第2の22の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 心身障がい者福祉電話助成に係る申請又は届出をする障がい者に係る住民票記載事項関係情報
- (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 心身障がい者福祉電話助成に係る申請又は届出をする障がい者及び当該障がい者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税関係情報
- (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの 心身障がい者福祉電話助成に係る申請又は届出をする障がい者に係る身体障害者手帳に記載された障害者関係情報
- (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 心身障がい者福祉電話助成に係る申請又は届出をする障がい者若しくは当該障がい者と同一世帯に属する者に係る生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報
- (5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 心身障がい者福祉電話助成に係る申



請又は届出をする障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報

(6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 心身障がい者福祉電話助成に係る申請又は届出をする障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(別表第2に定める重度身体障がい者に対する火災安全システムの利用に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第48条** 条例別表第2の24の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 身体障がい者火災安全システムの利用申請の受理、その申請に係る審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 身体障がい者火災安全システムの利用に関する事務

(3) 身体障がい者火災安全システムの利用者に関する変更及び喪失等届出の受理、それらの届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

2 条例別表第2の24の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 身体障がい者火災安全システムの利用申請又は届出をする障がい者に係る住民票記載事項関係情報

(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 身体障がい者火災安全システムの利用申請又は届出をする障がい者に係る区市町村民税関係情報

(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの 身体障がい者火災安全システムの利用申請又は届出をする障がい者に係る身体障害者手帳に記載された障害者関係情報

(4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 身体障がい者火災安全システムの利用申請又は届出をする障がい者に係る生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報

(5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 身体障がい者火災安全システムの利用申請又は届出をする障がい者に係る外国人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報

(6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 身体障がい者火災安全システムの利用申請又は届出をする障がい者に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報

(別表第2に定める東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第49条** 条例別表第2の25の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 東京都重度心身障害者手当条例（以下「重度心身障害者手当条例」という。）第4条の規定による申請の受理に関する事務
- (2) 重度心身障害者手当条例第9条の規定による届出の受理に関する事務
- (3) 重度心身障害者手当条例第10条に規定する状況調査を行う場合における東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和48年東京都規則第141号）第14条の規定による届出の受理に関する事務

2 条例別表第2の25の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者手当の認定申請又は届出をする障がい者に係る住民票記載事項関係情報
- (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者手当の認定申請又は届出をする障がい者（20歳未満の場合は、当該障がい者の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者で、主としてその障がい者の生計を維持する者）に係る区市町村民税関係情報
- (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者手当の認定申請又は届出をする障がい者に係る身体障害者手帳に記載された障害者関係情報
- (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者福祉手当の認定申請又は届出をする障がい者に係る生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報
- (5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者手当の認定申請又は届出をする障がい者に係る外国人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者手当の認定申請又は届出をする障がい者に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報  
(別表第2に定める東京都心身障害者扶養共済制度条例による東京都心身障害者扶養共済制度に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第50条** 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 東京都心身障害者扶養共済制度条例第5条及び東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則第5条の加入の申込みの受理、その申込みに係る審査並びにその申込みに対する応答に関する事務
- (2) 東京都心身障害者扶養共済制度条例第8条の口数追加の申込みの受理、その申込みに係る審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- (3) 東京都心身障害者扶養共済制度条例第22条及び東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規

則第19条の届出の受理、それらの届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

2 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 東京都心身障害者扶養共済制度の加入の申込み又は届出をする障がい者に係る住民票記載事項関係情報
- (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 東京都心身障害者扶養共済制度の加入の申込み又は届出をする障がい者に係る区市町村民税関係情報
- (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの 東京都心身障害者扶養共済制度の加入の申込み又は届出をする心身障害者に係る身体障害者手帳に記載された障害者関係情報
- (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 東京都心身障害者扶養共済制度の加入の申込み又は届出をする心身障害者に係る生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報
- (5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 東京都心身障害者扶養共済制度の加入申込み又は届出をする心身障害者に係る外国人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 東京都心身障害者扶養共済制度の加入の申込み又は届出をする心身障害者に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報  
(別表第2に定める東京都心身障害者扶養年金条例による東京都心身障害者扶養年金に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第51条** 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例（以下この条において「扶養年金条例」という。）第19条第2項及び第3項の規定による変更事項等の届出の受理
- (2) 扶養年金条例第19条第4項の規定による現況に関する届出の受理
- (3) 扶養年金条例第19条第6項の規定による東京都心身障害者扶養年金制度の適正な運営を図るための調査
- (4) 東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例附則第4条第4項の規定による清算金受取人の変更の届出の受理
- (5) 東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例附則第9条第1項及び第2項の規定による変更事項等の届出の受理
- (6) 東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例附則第9条第3項の規定による調査

- (7) 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例施行規則（以下この条において「扶養年金規則」という。）第3条第2項の年金受取人変更指定書及び年金受取人同意書の受理
  - (8) 扶養年金規則第3条第3項の年金受取人変更承認通知書の交付及び同条第4項の年金受取人変更通知書の交付
  - (9) 扶養年金規則第7条第1項の年金給付申請書の受理
  - (10) 扶養年金規則第7条第2項の年金給付決定通知書又は年金給付申請却下通知書の交付
  - (11) 扶養年金規則第8条第1項の弔慰金・葬祭料給付申請書の受理
  - (12) 扶養年金規則第8条第2項の弔慰金・葬祭料給付決定通知書又は弔慰金・葬祭料給付申請却下通知書の交付
  - (13) 扶養年金規則第10条第1項の年金支給停止事由発生・消滅届出書の受理
  - (14) 扶養年金規則第10条第2項の年金支給停止・停止解除決定通知書及び同条第3項の年金支給停止・停止解除通知書の交付
  - (15) 扶養年金規則第12条の規定による未支給金の申請者と年金受給権者との関係を証する書類の受理
  - (16) 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則附則第4条第6項の清算金受取人変更通知書の交付
  - (17) 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則附則第6条第1項の加入者死亡等届出書の受理
  - (18) 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則附則第7条第2項の掛金相当額減額申請書の受理
  - (19) 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則附則第7条第3項の掛金相当額減額決定・減額申請却下通知書の交付
- 2 条例別表第2の27の項に規定する住民票関係情報であって規則で定めるものは、前項各号の届出又は申請に係る加入者、年金受給権者、年金受取人、清算金受給権者又は清算金受取人に係る住民票記載事項関係情報とする。
- （別表第2に定める生活保護法による保護の決定及び実施又は就労自立給付金の支給に関する事務及び利用する特定個人情報）

**第52条** 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第19条第1項から第3項までの保護の実施に関する事務

- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条又は第28条第5項の保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務

2 条例別表第2の28の項に規定する住民票関係情報であつて規則で定めるものは、前項各号の保護等を申請する者に係る住民票記載事項関係情報とする。

(別表第2に定める生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第53条** 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第19条第1項から第3項までの規定に準じて行う外国人に対する保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条又は同法第28条第5項の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 生活保護法第63条の規定に準じて行う外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務
- (7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う外国人に対する徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う外国人に対する徴収金の徴収を含む。）に関する事務

2 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に

定めるとおりとする。

- (1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る区市町村民税関係情報
- (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る住民票記載事項関係情報
- (3) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る次に掲げる情報
  - ア 介護保険法第10条の資格の取得、同法第11条の資格の喪失に関する情報
  - イ 介護保険法第27条第1項の要介護の認定、同法第28条第2項の要介護の更新又は同法第40条各項に掲げる保険給付に関する情報
  - ウ 介護保険要支援要介護認定関係情報
- (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報
- (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る中国残留邦人等支援給付支給関係情報
- (6) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る児童福祉法第24条の2の障害児入所給付費の支給に関する情報（以下「障害児入所給付費支給関係情報」という。）
- (7) 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
- (8) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る特別児童扶養手当関係支給情報
- (9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る特別障害者手当支給関係情報
- (10) 障害児福祉手当関係情報又は福祉手当関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る障害児福祉手当支給関係情報又は福祉手当関係情報

- (11) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る児童扶養手当支給関係情報
- (12) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る児童手当支給関係情報
- (13) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る母子父子資金貸付金関係情報
- (14) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る母子父子給付金支給関係情報
- (15) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る母子保健養育医療費支給関係情報
- (16) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る国民健康保険資格喪失関係情報、国民健康保険療養費支給関係情報
- (17) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る高齢者医療療養費支給関係情報
- (18) 難病医療関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護等を申請する者に係る難病医療特定医療費支給関係情報  
(別表第2に定める児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第54条** 条例別表第2の30の項に規定する規則で定める事務は、児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定に関する事務とする。

2 条例別表第2の30の項に規定する外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものは、児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下「保護児童」という。）若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

(別表第2に定める老人福祉法による福祉の措置に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第55条** 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める事務は、老人福祉法第10条の4又は第11条の福祉の措置の実施に関する事務とする。

2 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 前項の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 前項の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付支給関係情報

(別表第2に定める老人福祉法による費用の徴収に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第56条** 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める事務は、老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務とする。

2 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 老人福祉法第10条の4若しくは第11条の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者(以下「被措置者等」という。)に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 被措置者等に係る中国残留邦人等支援給付支給関係情報

(別表第2に定める中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第57条** 条例別表第2の33の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(以下この条において「平成19年改正法」という。)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場



合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務

2 条例別表第2の33の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 前項各号の支援給付等を申請する者に係る住民票記載事項関係情報

(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 前項各号の支援給付等を申請する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(別表第2に定める健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第58条** 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める事務は、健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務とする。

2 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法第82条第1項による保健事業の実施に係る被保険者の特定健康診査及び特定保健指導に関する情報

(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に係る受診者に関する住民票に記載された住民票記載事項関係情報

(別表第2に定める足立区国民健康保険条例による結核医療給付金の支給に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第59条** 条例別表第2の35の項に規定する規則で定める事務は、足立区国民健康保険条例第12条第3項の結核医療給付金の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

2 条例別表第2の35の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 足立区国民健康保険条例第12条第3項の結核医療給付金の申請に係る当該被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主の住民票記載事項関係情報

(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 足立区国民健康保険条例第12条第3項の結核医療給付金の申請に係る当該被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主の道府県民税(地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る。))をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。)に関する情報又は区市町村民税関係情報

(別表第2に定める感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告、措置又は延長に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第60条** 条例別表第2の36の項に規定する規則で定める事務は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第1項(同法第26条の2の規定により、読み替えられる場合を含む。以下同法第20条において同じ。)、同法第20条第1項若しくは同法第46条第1項の入院の勧告、同法第19条第3項、同法第20条第2項若しくは第3項若しくは同法第46条第2項若しくは第3項の入院の措置又は同法第20条第4項若しくは同法第46条第4項の入院の延長に関する事務とする。

2 条例別表第2の36の項に規定する住民票関係情報であって規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第1項(同法第26条の2の規定により、読み替えられる場合を含む。以下同法第20条において同じ。)、同法第20条第1項又は同法第46条第1項の入院の勧告の当該患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票記載事項関係情報

(2) 同法第19条第3項、同法第20条第2項若しくは第3項又は同法第46条第2項若しくは第3項の入院の措置の当該患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票記載事項関

係情報

(3) 同法第20条第4項又は同法第46条第4項の入院の延長の当該患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票記載事項関係情報

(別表第2に定める感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第61条** 条例別表第2の37の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項の費用の負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項の費用の負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

2 条例別表第2の37の項に規定する規則で定める特定個人情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号に掲げる事務 当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票記載事項関係情報

(2) 前項第2号に掲げる事務 次に掲げる特定個人情報

ア 当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る区市町村民税関係情報

イ 当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票記載事項関係情報

(別表第2に定める感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による療養費の支給に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第62条** 条例別表第2の38の項に規定する規則で定める事務は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条第1項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表第2の38の項に規定する住民票関係情報であって規則で定めるものは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条第1項の療養費の申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票記載事項関係情報とする。

(別表第2に定める感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による診療報酬の支払に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第63条** 条例別表第2の39の項に規定する規則で定める事務は、感染症の予防及び感染症の患者に

に対する医療に関する法律第40条第2項の診療報酬の支払に関する事務とする。

- 2 条例別表第2の39の項に規定する住民票関係情報であって規則で定めるものは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条第2項の診療報酬の支払に係る当該患者の住民票記載事項関係情報とする。

(別表第2に定める感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による結核患者の医療費の助成に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第64条** 条例別表第2の40の項に規定する規則で定める事務は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成11年東京都規則第112号)第20条の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

- 2 条例別表第2の40の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第19条の医療費の助成の結核患者又はその保護者の住民票記載事項関係情報

- (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第19条の医療費の助成の結核患者又はその保護者の道府県民税(地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る。))をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。)に関する情報又は区市町村民税関係情報

(別表第2に定める国民健康保険法による保健事業の実施に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第65条** 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める事務は、国民健康保険法第82条第1項による保健事業のうち、特定健康診査の実施に関する事務とする。

- 2 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法第82条第1項による保健事業のうち、特定健康診査の実施に係る当該被保険者の資格に関する情報

- (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法第82条第1項による保健事業のうち、特定健康診査の実施に係る当該被保険者に関する住民票に記載された住民票記載事項

## 関係情報

(別表第2に定める母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第66条** 条例別表第2の42の項に規定する規則で定める事務は、母子保健法第20条第1項及び第21条の4第1項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給の決定に関する事務とする。

2 条例別表第2の42の項に規定する地方税関係情報であって規則で定めるものは、母子保健法第20条第1項及び第21条の4第1項の措置に係る未熟児の扶養義務者(ただし、世帯を一にしない扶養義務者については、現に未熟児に対して扶養を履行している者に限る。)についての道府県民税(地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る。))をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。)に関する情報(当該年度の税情報が判明しない場合は前年度の税に関する情報)又は区市町村民税関係情報(当該年度の税情報が判明しない場合は前年度の税に関する情報)とする。

(別表第2に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療(精神通院医療に係るものに限る。))に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第67条** 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 障害者総合支援法第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査(精神通院医療に係るものに限る。)に関する事務

(2) 障害者総合支援法第56条第2項の支給認定の変更(精神通院医療に係るものに限る。)に関する事務

2 条例別表第2の43の項に規定する外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものは、前項の申請又は変更を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請又は変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報とする。

(別表第2に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第68条** 条例別表第2の44の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号。以下この条において「都規則」という。)第15条第1項の規定による申請の受理、その申請に係る審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 都規則第18条の規定による届出の受理、その届出に係る審査又はその届出に対する応答に

関する事務

- (3) 都規則第19条第1項の規定による申請の受理、その申請に係る審査又はその申請に対する応答に関する事務

2 条例別表第2の44の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 前項の申請、変更若しくは届出に係る障害者(児)又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民基本台帳法第7条に規定する事項若しくは同法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票の記載事項又は住民基本台帳法施行令第13条第1項若しくは第2項に規定する住民票の記載事項のうち、氏名、出生の年月日、性別、住民となった年月日、住所履歴、外国人住民に関する情報住民票に記載された住民票記載事項関係情報
- (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 前項の申請、変更若しくは届出に係る障害者(児)又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税(地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る。))をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。)に関する情報又は区市町村民税関係情報
- (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの 前項の申請、変更又は届出に係る障害者(児)に係る障害者手帳に関する情報
- (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 前項の申請、変更若しくは届出に係る障害者(児)又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法の規定による生活保護開始、変更、停止及廃止関係情報
- (5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 前項の申請、変更若しくは届出に係る障害者(児)又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護開始、変更、停止及廃止関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 前項の申請、変更若しくは届出に係る障害者(児)又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付に関する情報
- (7) 国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報又は保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 前項の申請、変更若しくは届出に係る障害者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報のうち、記号番号、資格

取得・喪失、資格履歴に関する情報

(8) 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格に関する情報又は後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 前項の申請、変更若しくは届出に係る障害者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格に関する情報のうち、記号番号、資格取得・喪失、資格履歴に関する情報

(9) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの 前項の申請、変更又は届出に係る障害者に係る介護保険法の規定による介護保険情報

(別表第2に定める公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第69条** 条例別表第2の45の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 公営住宅法第16条第4項（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

(4) 公営住宅法第27条第5項又は第6項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(5) 公営住宅法第29条第7項の明渡しに係る期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

(6) 公営住宅法第32条第1項の明渡しの請求に関する事務

(7) 公営住宅法第48条による足立区営住宅条例（平成9年足立区条例第33号）第19条第1項に規定する費用のうち同条例第20条第1項に規定する共益費の徴収及び同条例第19条第2項に規定する減免に関する事務

2 条例別表第2の45の項に規定する外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものは、前項各号の申請等を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報とする。

(別表第2に定める高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の葬祭を行う者に対する葬祭費付加金の支給に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第70条** 条例別表第2の46の項に規定する規則で定める事務は、高齢者の医療の確保に関する法律

による被保険者の葬祭を行う者に対する葬祭付加金の支給申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表第2の46の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 前項の申請に係る申請者及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に係る住民票記載事項関係情報

(2) 後期高齢者関係情報であって規則で定めるもの 前項の申請に係る高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格に関する情報のうち、記号番号、資格取得・喪失、資格履歴に関する情報及び同法第86条による葬祭費の支給に関する情報

(別表第2に定める児童扶養手当法による徴収金の徴収に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第71条** 条例別表第2の47の項に規定する規則で定める事務は、児童扶養手当法第23条の不正利得の徴収に関する事務とする。

2 条例別表第2の47の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の滞納処分に関する情報

(2) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る国民健康保険法第36条の療養の給付、同法第76条の保険料、同法第77条の保険料の減免等又は同法79条の2の滞納処分に関する情報

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の年間支払額に関する情報又は同法第113条の滞納処分に関する情報

(4) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る介護保険法第27条の要介護認定、同法第32条の要支援認定、同法第144条の滞納処分又は同法第135条の介護保険料の当該年の4月1日の特別徴収の実施若しくは中止に関する情報

(別表第2に定める特別児童扶養手当等の支給に関する法律による徴収金の徴収に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第72条** 条例別表第2の48の項に規定する規則で定める事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第24条、第26条の5の不正利得の徴収に関する事務とする。



2 条例別表第2の48の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の滞納処分に関する情報
- (2) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る国民健康保険法第36条の療養の給付、同法第76条の保険料、同法第77条の保険料の減免等又は同法79条の2の滞納処分に関する情報
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の年間支払額に関する情報又は同法第113条の滞納処分に関する情報
- (4) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る介護保険法第27条の要介護認定、同法第32条の要支援認定、同法第144条の滞納処分又は同法第135条の介護保険料の当該年の4月1日の特別徴収の実施若しくは中止に関する情報  
(別表第2に定める児童手当法による徴収金の徴収に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第73条** 条例別表第2の49の項に規定する規則で定める事務は、児童手当法第14条の不正利得の徴収に関する事務とする。

2 条例別表第2の49の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の滞納処分に関する情報
- (2) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る国民健康保険法第36条の療養の給付、同法第76条の保険料、同法第77条の保険料の減免等又は同法79条の2の滞納処分に関する情報
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の年間支払額に関する情報又は同法第113条の滞納処分に関する情報
- (4) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る介護保険法第27条の要介護認定、同法第32条の要支援認定、同法第144条の滞納処分又は同法第135条の介護保険料の当該年の4月1日の特別徴収の実施若しくは中止に関する情報  
(別表第2に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による不正利

得の徴収に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第74条** 条例別表第2の50の項に規定する規則で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条の不正利得の徴収に関する事務とする。

2 条例別表第2の50の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の滞納処分に関する情報
- (2) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る国民健康保険法第36条の療養の給付、同法第76条の保険料、同法第77条の保険料の減免等又は同法第79条の2の滞納処分に関する情報
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の年間支払額に関する情報又は同法第113条の滞納処分に関する情報
- (4) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る介護保険法第27条の要介護認定、同法第32条の要支援認定、同法第144条の滞納処分又は同法第135条の介護保険料の当該年の4月1日の特別徴収の実施若しくは中止に関する情報

(別表第2に定める生活保護法による徴収金の徴収に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第75条** 条例別表第2の51の項に規定する規則で定める事務は、生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務とする。

2 条例別表第2の51の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の滞納処分に関する情報
- (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 前項第1号の徴収金の債務者に係る住民票記載事項関係情報
- (3) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る国民健康保険法第36条の療養の給付、同法第76条の保険料、同法第77条の保険料の減免等又は同法第79条の2の滞納処分に関する情報
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定める

もの 納付義務者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の年間支払額に関する情報又は同法第113条の滞納処分に関する情報

- (5) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る介護保険法第27条の要介護認定、同法第32条の要支援認定、同法第144条の滞納処分又は同法第135条の介護保険料の当該年の4月1日の特別徴収の実施若しくは中止に関する情報

(別表第2に定める児童福祉法による費用の徴収に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第76条** 条例別表第2の52の項に規定する規則で定める事務は、児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第50条第6号及び第6号の3に係る部分に限る。）とする。

2 条例別表第2の52の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の滞納処分に関する情報

- (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下「保護児童」という。）若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

- (3) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る国民健康保険法第36条の療養の給付、同法第76条の保険料、同法第77条の保険料の減免等又は同法第79条の2の滞納処分に関する情報

- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の年間支払額に関する情報又は同法第113条の滞納処分に関する情報

- (5) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る介護保険法第27条の要介護認定、同法第32条の要支援認定、同法第144条の滞納処分又は同法第135条の介護保険料の当該年の4月1日の特別徴収の実施若しくは中止に関する情報

(別表第2に定める児童福祉法による保育所費（利用者負担額）の徴収に関する事務及び利用する特定個人情報)

**第77条** 条例別表第2の53の項に規定する規則で定める事務は、児童福祉法第56条第6項の滞納処分に関する事務とする。

2 条例別表第2の53の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の滞納処分に関する情報
- (2) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る国民健康保険法第36条の療養の給付、同法第76条の保険料、同法第77条の保険料の減免等又は同法第79条の2の滞納処分に関する情報
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の年間支払額に関する情報又は同法第113条の滞納処分に関する情報
- (4) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの 納付義務者に係る介護保険法第27条の要介護認定、同法第32条の要支援認定、同法第144条の滞納処分又は同法第135条の介護保険料の当該年の4月1日の特別徴収の実施若しくは中止に関する情報  
(別表第2に定める心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務)

**第78条** 条例別表第2の54の項に規定する規則で定める事務は、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務とする。

2 条例別表第2の54の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 心身障害者医療費助成制度の認定申請又は届出をする障がい者に係る区市町村民税関係情報
- (2) 障がい者自立支援給付情報であって規則で定めるもの 心身障害者医療費助成制度の認定申請又は届出をする障がい者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報
- (3) 障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 心身障害者医療費助成制度認定申請又は届出をする障がい者に係る児童福祉法による障害児入所支援に関する情報
- (4) 障害者関係情報であって規則で定めるもの 心身障害者医療費助成制度の認定申請又は届出をする障がい者に係る身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に記載された障害者関係情報
- (5) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 心身障害者医療費助成制度の認定申請若しくは届出をする障

がい者又は当該障がい者と同一の世帯に属する者に係る生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報

(6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 心身障害者医療費助成制度の認定申請若しくは届出をする障がい者又は当該障がい者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施情報

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 心身障害者医療費助成制度の認定申請又は届出をする障がい者又は当該障がい者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）による保険給付の支給に関する情報

イ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

（別表第2に定める児童福祉法による保育所等の利用の調整又は要請に関する事務及び利用する特定個人情報）

**第79条** 条例別表第2の55の項に規定する規則で定める事務は、児童福祉法第24条第3項の規定による調整又は要請に関する事務とする。

2 条例別表第2の55の項に規定する地方税関係情報であって規則で定めるものは、前項の調整又は要請に係る児童の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税関係情報とする。

#### 付 則

この規則は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

付 則（平成29年3月29日規則第24号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和元年12月23日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年3月25日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 35 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 10 月 20 日規則第 103 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 4 年 3 月 25 日規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条を削り、第 73 条を第 75 条とし、同条の次に 2 条を加える改正規定（第 76 条及び第 77 条に係る部分に限る。）は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 10 月 20 日規則第 91 号）

この規則は、公布の日から施行する。